

議案第 56 号

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 27 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員に対し、勤勉手当が支給できるものとされたため、規定を整備する必要がある。

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年あきる野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 1 条及び第 2 条（見出しを含む。）中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 6 条第 2 項中「額を乗じて得た額」の次に「（以下「基礎額」という。）」を加え、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 7 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（市規則で定める職員を除く。）に対して、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の翌日が属する月の末日までに支給する。これらの基準日の属する月に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、基礎額に任命権者が市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれその基礎額に、100 分の 55 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の例による。

4 前 3 項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。